

令和2年3月16日

保護者の皆様へ

臨時休業に伴うお知らせとお願い（その2）

時津町教育委員会
時津町立時津北小学校

県内でも新型コロナウイルス感染者の報告がなされました。これまでも、感染予防・拡大防止についてご協力いただいているところですが、今後も次のことに留意し、お子さんの健康管理に努めてください。（下線部が前回のお知らせからの追加分となります。）

1 臨時休業期間

- 令和2年3月4日（水）から3月24日（火）までの期間とします。

2 お子さんへの対応について

- 不要な外出は避けてください。ただし、健康管理、ストレス解消のために安全な環境の下、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）の運動の機会も作ってください。

なお、町立小・中学校の運動場を日常的な運動のためのスペースとして、令和2年3月17日（火）から23日（月）の間14:30～16:30の時間帯で開放いたします。利用させる場合は、往復の交通安全に十分に気を付けさせた上で、保護者の責任において利用させてください。

- 部活動は実施しません。
- ご家庭でもお子さんの健康状態を確認してください。発熱がみられなくても、「朝から元気がない」「食欲がない」というときは、無理をせず、休養をとってください。

3 発熱等の風邪症状について

- 体調が回復するまで毎日体温を測定し、症状等と一緒に記録をしておいてください。
- 現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況なので、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に相談してください。

4 保健所等への相談

- 風邪の症状や、37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- 倦怠感（強いだるさ）や呼吸困難（息苦しさ）がある場合
- 万一新型コロナウイルス感染症にり患した場合は、学校にも連絡してください。

※西彼保健所健康対策班 電話095-856-5059

※時津北小学校 電話095-882-0446

※休日の場合は、教育委員会 電話095-882-2211

5 その他

- 今後の状況の変化によっては、上記の内容を変更する場合があります。

- 学校ホームページ等にて連絡する場合があります。